

「平成20年度包括外部監査結果報告書」の概要について

1 外部監査の概要

(1) 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第4項並びに広島市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づく包括外部監査

(2) 選定した特定の事件（テーマ）

広島市の施設管理について

(3) 外部監査実施期間

平成20年7月31日から平成21年1月15日まで

なお、平成20年4月1日から平成20年7月30日までは、事件の選定を行うとともに、補助者の選定を行った。

2 監査実施の概要

(1) 事件を選定した理由

広島市の財政状況を分析すると、公共事業の見直しや人件費の削減など財政健全化に向けた取組が行われ、地方債の実質残高は平成15年度以降減少しているものの、平成18年度末の地方債残高（一般会計）は約9,529億円と依然として高い水準にあり、この返済及び利払いが財政を圧迫している要因の一つになっている。

地方債残高（一般会計）は平成9年度から平成18年度の間、2,252億円増加しており、この増加要因は主としてインフラ投資、及びいわゆる箱もの施設投資である。

これらは、1990年代の景気後退局面で、国の政策により景気浮揚を目的として実施された経緯はあるものの、債務の返済、物件費として支出される維持管理コストは、市の財政支出を増加させる要因となる。

これらの施設の使用状況が、当初の政策目的に合致したものであるか、また施設の運営状況が効率的に行われているか、の検討が広島市の市政や将来の財政への影響から重要であると考え、平成20年度の広島市包括外部監査のテーマとして「広島市の施設管理」を選定した。

具体的な監査対象として、過重感のある施設、財政的な影響、市民への影響の大きさを勘案し、1990年代を中心にした分析により投資額が多額であった以下の施設を対象にした。

- ・道路関連施設
- ・下水道施設
- ・ごみ処理施設（中工場）
- ・都市公園

さらに、投資額が多額であった事業には、ひろしま2045：平和と創造のまち（P&C制度）によって実施された事業が含まれている。このため、P&C制度そのものも監査対象とした。

なお、広島市では平成18年度に指定管理者制度を本格的に導入しており、施設管理を監査

対象とした場合、指定管理者制度の運用を含めて検討をすることが通常であるが、監査実施時点で指定管理者制度の運用について見直し中であり、その状況を見極める必要があると判断したため、本年度の監査対象外とした。ただし、個別の施設を監査対象とする中で、指定管理者としての外郭団体については一部の施設で触れている。また、個別の施設ではないが、過去に監査対象となっていない財団法人広島平和文化センターを施設管理者として監査対象に含めた。

(2) 監査の視点

ア 民間で行える事業ではないか。国及び県との役割分担は合理的か。

イ 意思決定過程は合理的か。社会情勢に合わせて見直されているか。

ウ 業務が合規的に行われているか。

エ 実態が規定等と乖離していないか。

オ 効率的に行える体制になっているか。

カ 施設の使用料設定が適切な水準に設定されているか。

キ 管理運営等の業務委託は適切か。

を検討し、市の各事業が全体的な整合性を持ち、有効に実施されているかを検討する。

3 監査結果の概要

(都市公園台帳)

11 件の公園を抽出した結果、新しく開設された公園で都市公園台帳が作成されていないもの 1 件があった。また、都市公園法施行規則第 10 条で、「少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。」とされている事項（設置の年月日、沿革の概要、面積、設置（管理）許可等）の記載が不十分なものが 7 件あった。

都市公園台帳は、法的にも義務づけられ、公園の区域や地形がどのようなになっているのか、また、公園施設や占用物件がどのような状態で設けられているのか、などを常に確実に把握することは、公園施設を適正に管理する上で重要なことである。また、利用者からの閲覧要求に対応することが求められている。従って、早急に都市公園台帳の点検、整理を行うべきである。

4 監査意見の概要

(1) 道路関連施設（広島高速道路公社）

ア 貸借対照表・損益計算書は広島高速道路公社（以下「公社」という。）のホームページで公開されているが、償還計画表は公開されていない。このため、貸借対照表に計上されている資金調達額のうち未償還金残高の実績と計画を比較することができない。

償還状況の健全性を判断できる情報として、法的な義務はないものの償還計画表を公開すべきである。

高速道路事業の資金繰りは市民にとっても重要事項となり得る。このような基本的かつ重要な情報は、適時に公開すべきである。

イ 償還計画表には返済金利息の支払い予定額が記載されている。公社の会計処理では、建設中の道路にかかる借入金利息は貸借対照表に資産として計上され、営業中の道路にかかる借入金利息は損益計算書に費用として計上されることになる。損益計算書は、営業中の道路にかかるキャッシュ・フローの状況が示され、償還財源である償還準備金の各年度の積立額が計算されることになる。償還計画表の返済金利息が建設中の道路と営業中の道路とに区別されていないため、償還計画表だけでは償還準備金の予定額と実績額とを比較することができない。

償還計画表の公開時には、償還計画の返済金利息を建設中の道路と営業中の道路とに区分することが必要であるとする。

ウ 償還計画では、料金収入及び通行台数の実現可能性が最も重要になる。公社では平成17年度に整備計画の見直しを行い、償還計画も見直しを行っている。平成19年度料金収入実績は、この見直し後の償還計画の料金収入を下回る結果になっている。料金収入実績が計画よりも下回った原因は、償還計画で利用した通行台数の見込みより実績台数が下回ったことが最大の原因と考えられる。見直し後3年目で実績値が計画値を下回る事態になっている。

合理的な根拠に基づき行われていれば、このような見直しに次ぐ見直しが行われ、さらに実績がそれを下回ることではないのではないか。事業を実施するための見直しではなく、将来像を見極め、事業を合理的な予測に合わせて修正し、必要に応じて事前の手当てを行わなければ、将来の市民に大きな負担を先送りすることになる。

通行台数の実績が計画を下回ることになった大きな原因は、広島高速3号線の利用低迷が考えられる。広島高速3号線の通行台数は、最近3年間は年々減少している。広島高速3号線の利用が低迷している原因の一つは、料金の割高感の存在があると考えられる。広島高速3号線には呉方面には広島大橋が、東広島方面には海田大橋が接続されている。普通車の通行料金は、広島大橋が200円、海田大橋が100円であり、広島高速3号線を利用しこれらの橋を通行した場合、割高感が一層強いものになっていると考えられる。

呉方面は、広島呉道路が接続されているが、東広島方面は海田大橋までしか接続されていない。広島高速2号線接続後の料金は未定であるが、仮に整備計画の前提である全線一律500円とした場合、広島高速3号線から東広島方面への割高感はさらに強いものになってしまう。このような条件下で、広島高速3号線を利用し東広島方面に向かう車両の通行量が大きく増加するとは考え難い。

広島高速3号線は、広島南道路（平面部分）とともに、都心を通過する自動車交通を迂回させることが大きな目的になっている。しかし、国土交通省中国地方整備局の資料によれば、国道2号及び国道2号西広島バイパスの交通量は、平成14年度から平成17年度まで比較した場合、ほぼ横ばいの結果になっている。

さらに、平成20年11月26日に開催された国土交通省社会資本整備審議会基本政策部会で明らかにされた国土交通省の見解では、平成42年には平成17年に比べ、全国交通量は2.6%減少するとしている。また、この結果は、有料道路の償還計画における収入の基本となる利用交通量の推計に利用することとされている。

以上のことから、見直し後 3 年目で料金収入・通行量とも実績値が計画値を下回っている平成 17 年度の償還計画は見直しの必要があると考える。

エ 平成 17 年度整備計画では、有料道路事業費は 3,780 億円、整備期間は平成 25 年度までであり、償還期間は平成 59 年度までになっている。

全国交通量が今後増加しないことを前提に償還計画を作成した場合、料金収入が減少することになる。料金収入が減少した場合、支出額が同一であれば、平成 59 年度に償還が完了しないことになる。料金収入が減少した場合に、償還を完了させるためには次の 2 つの方法が考えられる。

① 償還期間を延長する。

② 事業費を減少させる。

①の方法は、国の無利子貸付金の貸付基準等を定めた「有料道路整備資金貸付要領」の中で、償還期間については原則 40 年以内と定められており、採用することは困難である。

したがって、②の方法により現実的な料金収入で償還可能な事業費の規模に見直しを行うことが必要と考える。

事業の見直しに際しては、広島高速道路網をすべて完成させるため、利用が低迷している広島高速 3 号線の未着工部分について、公社が有料道路事業として建設することの是非を検討することが必要と考える。

(2) 下水道施設

ア 広島市の下水道事業の民間委託について（西部水資源再生センター）

(ア) 設計価格の検討

入札に参加した 5 社の入札価格はすべて予定価格以下であるが、落札者は予定価格より 5 億円以上低い価格で契約している。

他の参加グループに対し、現在の受託者は新規参入として受注意欲が高いものと考えられているが、市の価格見積りにさらに改善の余地があるのかなどについて分析検討の上、次回の契約への対応が望まれる。

(イ) 契約方法の検討

包括的民間委託における契約期間は 3 年としているが、事業の内容からして 3 年間で事業者の創意工夫や技術力の発揮を期待できるのか疑問であり、次回以降については、契約期間の妥当性の再検討が必要であると思われる。

現在の契約は、平成 21 年 3 月末で契約期間満了となる。

その際受託者の過去 3 年間の実績評価は公平性の観点から次回選定に反映されないとされているが、実績を反映させる技術評価方法の検討が望まれる。

イ 下水処理施設の概要と近年の投資の妥当性

(ア) 合併処理浄化槽

市街化区域外の生活排水対策では、効率的・効果的な整備や早期の普及促進を図るため、集合処理（特定環境保全公共下水道と農業集落排水処理施設）及び個別処理（市営浄化槽）で整備する地域を区分している。

しかし、集合処理で整備する区域には、団地などで民間の組合が管理している大型浄化槽があり、万一の故障或いは災害時などに施設の運転に支障が生じることが懸念される。そのため、この大型浄化槽廃止に向けて早期に汚水幹線整備を行うとともに、廃止するまでの間リスクの管理をどうするかなど、公的関与の範囲・方法について検討すべきと考える。

(イ) 農業集落排水

農業集落排水処理施設への事業費の累計額（平成元年度から平成19年度まで）を、これに対応する処理戸数4,253戸で除すると、一戸当たりの事業費の平均額は約400万円となる。また、農業集落排水処理施設への事業費の累計額（平成元年度から平成19年度まで）を平成19年度までの処理能力の増加分で除し、処理能力当たり（1 m³/日）の単価を算出すると、農業集落排水処理に要する単価は366万1,000円と他の下水道に比べるとかなり高い金額となっている。市街化区域外の下水道については、費用対効果を踏まえて整備することが、下水道の普及促進の目標とされており、この投資額は妥当なものであったかどうか疑問である。

当該事業は、平成19年度まで経済局による特別会計として会計処理していたものであり、農業地域の振興に寄与するために投資されていた。

平成20年度より下水道局が管轄することとなり、企業会計の理念を生かした投資を行えるものとするが、今後の農業集落排水処理施設への投資を市当局としてどのように継続するのか検討すべきである。

(ウ) 先進自治体との比較－各処理場のネットワーク化

広島市では、平成11年度の集中豪雨により、がけ崩れや土石流が同時に発生し人命や財産が失われた。また、平成12年度には芸予地震により住宅の損壊などの被害が発生した。

どの都市でも同様であるが、広島市も災害に無縁ではない。

大きな災害が起これば、各処理場で処理能力を超えたり、また処理場の施設が被害を受け下水を処理できなくなる可能性がある。このような事態に対処する方策としては、各処理場を管きよで結び、各処理場の処理能力を補う方式が有効と考えられており、阪神・淡路大震災を経験した神戸市では、処理場間のネットワーク化事業を行っている。ネットワーク化事業は、災害対策のほか、処理能力の不足を補うためにも有効と考えられており、横浜市では、下水の高度処理（窒素やリン等を除去する処理）を行うための処理場増設用地不足の解決策として、各処理場のネットワークを利用した最小限の施設整備を行う計画

に取り組んでいる。

広島市においても、まず処理区域の整備が課題であることは理解するものの、広島市下水道ビジョンに記載のネットワーク化について、より具体化した内容の検討を行うことが望まれる。

(3) 都市公園

ア 都市公園台帳

平成14年度までに手書きで台帳が整備されていた公園については、台帳は電子化しているが、平成14年度以降の開設された公園の台帳はまだ紙ベースである。

都市公園台帳の整備、更新を行う際には、公園情報の一元化や図面、データの補正が円滑、かつ迅速に処理が可能となるよう、また、市民が求める公園情報の提供時間の短縮が可能となるように、都市公園台帳の電子化、データベース化を進めるべきである。

また、都市公園台帳は、都市公園法では供用開始時に作成することとされており、未供用の公園についての作成義務はないが、実態を把握して管理に役立てるためにも、公園整備の目的や背景、種別、規模、区域などを記載した未供用公園の台帳を整備することを検討すべきと考える。

イ 広島市安佐動物公園の食堂、売店の使用料の減免申請の審査について

財団法人広島市動植物園・公園協会（以下「財団」という。）は、毎年、広島市安佐動物公園の食堂、売店の使用料を減免するよう、市に申請している。市はこの申請を受け使用料を免除しているが、この免除を行う根拠として平成14年度までは、広島市安佐動物公園条例第10条（市長は、特別の理由があると認めるときは、入園料、使用料及び駐車料金を減免することができる。）及び同条例施行規則第6条第7号（その他市長において減免を適当と認める場合）としていたが、平成15年度から平成20年度までは、同条例第10条及び同条例施行規則第6条第2号（公の団体又は営利を目的としない団体が公益上の目的のために入園する場合 入園料の全額及び駐車料金の全額）としている。

市の説明によれば正しい根拠は同条例施行規則第6条第7号とのことであり、平成15年度以降は使用料減免の根拠規則の条文適用を誤っていたとのことであるが、結果的には、許可する市側の減免申請書の審査が適正に行われていなかったということになる。内部チェック体制を見直していく必要がある。

また、広島市安佐動物公園の食堂、売店の使用料を無料にした減免申請書には、減免申請理由を「広島市が出資し設立した公益法人であり営利を目的としていないため、使用料の減免をお願いしたい。」と記載されたのみで、広島市安佐動物公園条例第10条及び同条例施行規則第6条第7号に該当すると判断している。使用料減免の審査は、使用する団体自体の公益性だけではなく、市が特定の団体に支出する補助金と同様に個々の施設の使用についての「公益上の目的」もあると判断した根拠を審査資料として残す必要がある。また、入園料の全額及び駐車料金の全額を減免する場合には、「公益上の目的」（前述 広島市安佐動物公園条例第10条及び同条例施行規則第6条第2号）を必要としていることから、同様に扱う

べきである。

ウ 広島市植物公園及び中央公園の食堂、売店の使用料の公益上の目的の解釈について

広島市植物公園及び中央公園（ファミリープール）の食堂、売店は、財団が直営しているのではなく、別の財団法人や民間業者へ食堂、売店の経営を委託し、財団は食堂、売店の売上に対して、一定の手数料を取っている。これは実態からすれば営利を目的とする民間業者が市の施設を利用して営業を行っているのであり、市が財団に対して使用料を無料にする根拠である広島市公園条例第11条及び同条例施行規則第9条第1号の「営利を目的としない団体が公益上の目的のために使用する。」に該当してないと考える。

また、許可申請書には許可条件として、「許可物件を転貸し、又は使用権を譲渡しないこと」と明記しているが、現在の経営委託している状態が「転貸、又は使用権の譲渡」に該当してないことについて判断した根拠を審査資料として残すべきである。

エ 自動販売機設置の使用料について

財団は広島市安佐動物公園、広島市植物公園及び有料公園施設を有する公園で自動販売機の設置をしているが、市は広島市安佐動物公園の自動販売機設置については使用料を徴収し、それ以外の公園については使用料を徴収していない。その理由について、広島市安佐動物公園は「自動販売機は、広島市安佐動物公園条例に定める施設ではないため、広島市財産条例第2条により行政財産の目的外使用許可し、指定管理者制度移行に伴い、公共的団体が自動販売機を設置する場合も使用料を徴収している」とし、広島市植物公園及び有料公園施設を有する公園については、「食堂、売店及び自動販売機は、都市公園法第2条に定める便益施設であるため、同法第5条第1項に基づき設置（管理）許可を行い、広島市公園条例第11条及び同条例施行規則第9条第1号（営利を目的としない団体が公益上の目的のために使用する。）に基づき使用料を免除している」としている。自動販売機設置の使用料を減免するのは、その「公益上の目的」により判断すべきであり、行政財産の目的外使用許可であるのか、同法第2条に定める便益施設であるのかということが、使用料を減免する本質的な理由にはならないと考える。「公益上の目的」により判断するのであれば、食堂、売店、自動販売機に係る設置（管理）に関する使用料の取扱いはこの公園であっても同様にすべきと考える。

また、財団以外の民間業者が自動販売機を設置（管理）している場合は、使用料を徴収している。財団は収益事業で得た利益の一部を公益事業へ繰り入れているが、その割合は平成19年度決算では当該利益の2分の1程度であり、そのことをもって公益法人と民間業者を区別して、公益法人からは使用料を徴収しない本質的な理由にならないと思われる。

オ 公益上の目的についての判断基準について

現状の公園施設設置（管理）許可に関する使用料の取扱いについての疑問は、「公益上の目的」の判断について恣意的な取扱いになっていないかということである。都市公園施設に限ることではなく、公益性に関しては、市の判断で行うのが当然であり、法人税法上の収益事業でも公益性が高いと判断されれば、公益事業として扱うことに問題はないが、市の外郭団

体のみが有利に扱われるような不公平な運用は適当ではない。「公益性が高い」とは、具体的にはどのような場合が該当するのか、例えば、収益事業で得た利益の全額を公益事業へ繰り入れているとか、食堂、売店が施設の機能を増進させるために採算が取れないような状況でも営業を続けているような場合など、客観的な公益性の判断基準を作成し、個々の事例についても、どの部分に該当するのかを明記した上で使用料の減免を行うべきである。またその判断基準は市民に公表すべきと考える。

カ 自動販売機の設置に伴う使用料の入札方式の導入について

公園のうちでも、自動販売機は指定管理者が管理する有料公園などに多く設置されている。

大阪府では、庁舎や府の施設内に設置する自動販売機等の使用料を入札する方式にしたところ、大幅に使用料収入が増加する見込み（平成19年度まで約539万円だった使用料収入が平成20年度には約3億円になる。）とのことであり、公園の自動販売機についても入札方式の導入も検討すべきと考える。

キ 費用対効果計算の結果

(ア) 東千田公園

東千田公園の土地約3haのうち、0.9haは無償で国から譲渡されている。小規模公園費用対効果分析マニュアルでは、「用地費として、一部を無償で取得した場合には、周辺の公示地価（住宅地）に公園面積をかけた値を用地費とみなし、その値を用地取得年次に記入する。これは、無償で取得した土地であっても、それを他の用途向けに売却することにより得たかもしれない利益を失ったという意味で、「機会費用」が発生しているという考え方による。」とされ、無償譲渡された土地も計算の対象となっているが、市の行った費用対効果（以下「B/C」という。）には計算の対象とされていなかった。

無償譲渡された土地を入れて計算すると、無償譲渡された土地の用地費は約48億2,700万円（計算：市の用地取得費119億8,400万円÷有償取得面積21,726.92㎡×無償取得面積8,752.10㎡＝48億2,700万円）、残存価額は約8億9,300万円で、費用が39億3,400万円追加になり、B/Cは1.41になる。結果的に、B/Cは1より大きくなるが、計算結果の妥当性に関して計算担当者以外の者がチェックする、あるいは上司が確認する等の手続があれば、このようなミスは防ぐことができたと思われる。東千田公園のB/Cは、広島市公共事業（建設関係局所管）評価監視委員会での事業の再評価の資料とされたものであるが、それ以外にも公園のB/Cは国土交通省の補助金を得る事業として採択を受けるための資料となっており、判断を誤らないために正確に作成することが要求される。B/C計算の正確性を担保するために、内部チェック体制を見直していく必要がある。

(イ) 出島東公園(未整備)

公園用地として平成11年度から平成17年度に取得した土地は、少なくとも整備計画のない平成22年度までは、未利用の行政財産となる。当初の計画であれば、平成18年度に開設できた公園を、広島市公共事業見直し委員会の意見を受けた結果、そのような計

画に変更されたのであるが、20億400万円かけて取得した土地（しかも9億3,400万円の起債をしている。）を長期にわたり未利用のまま放置することは、機会損失が大きい。広島市の平均公債利率2.2%を利用して平成18年度から平成22年度までの未利用期間に係る資本コストを計算すると、約1億7,600万円（平均公債利率2.2%×用地取得費20億400万円×4年）になる。

また、それなりの規模の土地が空き地として放置されていること自体、周辺の景観や生活環境を悪化させる要因になると思われる。

広島市では、整備の延長の理由を、周辺の商業施設やマンションの整備がまだ進んでいないために、利用者が少なく効果が低いためとしており、周辺施設の整備状況を見ながら公園の施設整備時期について判断するとの説明をしている。しかし、B/Cの計算で使用した世帯数は供用時の世帯数の予測値でなく、B/C計算時の世帯数の実績値を使用しているものであり、その結果、投資に対して2.98倍の便益が出ていることからすれば、現在の世帯数でも十分な効果があると考えられるべきである。

また、見直した整備計画では、公園を開設するための残りの費用は、測量・設計費や基盤・施設整備の合計で3,500万円であり、さほどコストのかかるものではない。

公園整備の優先順位はあると思われるが、残り3,500万円で20億400万円の土地を市民のために公園として有効利用できるのであれば、平成23年度以降に整備するのではなく、少なくとも平成22年度までの整備計画とすることを検討すべきと考える。

ク 有料公園施設の使用料

市の有料公園施設の使用料は、受益者負担の原則に基づき徴収しており、料金は、基本的には市にある既存の類似施設の使用料に合わせて設定しているとされている。

しかし、現在の公園施設の有料、無料の区分をみると「受益者負担の原則」からは疑問がある施設が存在する。例えば、現在、無料とされている住区基幹公園のテニスコートは、有料である総合公園、運動公園、広域公園、スポーツセンターのテニスコートと機能面では同じである。また、一部の公園で、今まで無料とされていた駐車場を平成20年12月より有料化しているが、その他の公園の駐車場は無料のままである。運動施設は、利用者も特定でき、かつ、民間でも同じような施設が提供できるので、「利用者負担」を最も求めやすい性格のものである。従って、公園の中にある運動施設を公園の規模で有料、無料を判断するのではなく、まず受益者負担の原則に従って、有料、無料を判断すべきと考える。駐車場についても同様である。

運動施設を有料化した場合その採算性が乏しい場合（徴収員の配置経費や徴収設備の導入経費などの徴収コストが使用料収入を上回るなど）や、公共交通機関の利便性が著しく乏しい公園の駐車場はどう考えるかなど、個別に考慮すべきことはあり、また、近隣住民が使用する公園は、都市計画の一環として都市計画区域内に平等に設置されるため、一体の施設として無料、というような、施設の性格に着目した判断を行うことも考えられる。

しかし、有料公園の維持管理費と使用料収入額の比較でわかるように、施設運営経費の大部分に税金が充てられ、使用料収入額の割合がわずかなため、実際にその施設を使用しない

多くの人にも、維持管理費の負担が多く発生している。このような状況で、今後の限られた予算から施設を維持するには、施設を利用する市民へ負担の見直しをする可能性もあるであろう。

従って、市が公表している「今後の財政の運営方針」（平成20年2月）の中の「受益者負担の適正化」という点を進めていく場合には、有料公園施設の使用料を決める基本になる考え方をまとめ（例えば、施設の公共性と原価回収のバランスから使用料を決めるとか）、統一した使用料算定基準を作成し、その元になる維持管理費や受益者負担の考え方などの根拠を市民に公開し、周知を図り市民の理解を得る必要があると考える。

（4）財団法人 広島平和文化センター

ア 収益事業

財団法人広島平和文化センター（以下「センター」という。）は、基本的に公益事業を行っており、その財源のほとんどは、広島市からの補助金であり、それに加え、基本財産の運用果実を充てている。

収益事業のうち、原爆・平和問題に関する図書の刊行、販売は、公益事業の一部を構成するといえなくもないが、それ以外の収益事業は、入場者・利用者等の利便を図るためであり、公益事業を行う上での付随的な業務である。収益事業は、平成19年度では、単年度 1,569 万円の税引き後利益を計上しており、累積では 8,853 万円の剰余金を蓄積している。収益事業から、一般会計及びひろしま留学生基金特別会計に 351 万円が繰出されているが、それ以上の利益がセンターに留保されたことになる。

収益事業は施設の利用価値を高めるものでもあり、主目的である公益事業の運営に大いに寄与していると考えられるが、剰余金の処分については検討の余地がある。

センターの設立意義から考えても、収益事業から発生した剰余金は運転資金等に必要な資金を留保した上で一般会計などに繰入れることとし、市の補助金を削減すべきと考える。

イ 現預金管理

センター総務課での領収書は、主に寄附金受領時に発行するものであるが、購入した市販の領収書（複写式）に連番を付し毎年度 2 冊程度を使用している。しかしながら、領収書購入時にセンター名のゴム印とセンター会長名の角印を押印し、年度が終わった段階で未使用分を残したまま保管し、次の年度では新たに領収書を購入し「1」から連番を付し使用している。このため、前年度の領収書が有効なまま保管され、同一の番号の領収書が 2 種類あることになる。

会計規則上では別に定める様式の領収書によらない領収書によることができるとしているので市販の領収書を使用することについて規定上の問題はないが、市販の領収書は、いつでも、何冊でも購入でき、連番を付すことにより何冊も使用できる可能性があるので統制上好ましくない。寄附金のような反対給付を伴わない入金処理はより厳密に行うべきと考える。

連番をあらかじめ付した複写式のセンター独自の領収書を作成し、その領収書の冊数管理と個々の領収書の連番管理をすることが望まれる。

ウ 棚卸資産の管理

センターの会計規則第5章において「金銭」、第6章において「物品」として管理手続等が規定されているが、棚卸資産については特に規定されていない。規定にはないが慣行的に実地棚卸を毎月実施し、システムに棚卸数量を入力することにより売上数量が把握され、レジの月累計売上数量との一致を確認することで結果的に在庫数量と売上、仕入数量に誤差が生じてないことを検証している。

したがって、実質的な管理は行われているが、継続して管理が行われる制度とするためには、棚卸資産の管理に関する会計規定を整備し、承認された規定による管理の実施が望まれる。

エ 出捐金

広島市のセンターへの出捐金は11億5,984万円で、基本財産全体額の約95%を占めている。設立時の出捐金は1,000万円であったが、平成10年4月の財団法人広島国際交流協会との統合に伴い6億5,829万円が出捐され、基本財産の額が大きく増加している。それ以外の出捐金は、「平和のために」と市に寄附された金銭や広島平和都市記念碑の前に置かれている浄財箱（市の所有物）に喜捨された金銭等であり、寄附の趣旨、センターの設立の目的、設立の経緯を考えた上で、センターに出捐されたものである。その累積金額は4億9,155万円となっている（平成20年3月31日現在）。

出捐金は基本財産として受け入れ、広島市債、国債で運用されている。

寄附行為第6条第2項において出捐金は基本財産として位置付けられ、寄附行為第8条第2項において、基本財産のうち現金は、金融機関への預け入れ、又は国債、公債、その他確実な有価証券に換えて保管することとされているので、センターが国債、広島市債を保有すること自体には、問題はない。

しかしながら、市や市所有の浄財箱等への寄附金は今後も毎年一定額は発生すると推察されるので、市からセンターへの出捐金も増加し続けることとなる。センターの基盤を形成していく過程では基本財産として受け入れることに一定の意味があったと考えられるが、財務基盤が相応に充実している現在では出捐金から補助金に変えることにより結果としてセンターへの現状の補助金を節約することになると考えられる。

オ 消耗備品の管理

備品台帳においては、廃棄した場合にはその都度、廃棄した旨が記載され、現有数を確認できるように台帳が更新されている。

一方、消耗備品台帳は、過去からの購入の記録であり、廃棄したものなどの記載がないため現物との対応による管理ができない状況となっている。

消耗備品は、既に経費処理されているが、無駄をなくし、コスト削減する目的のため管理すべきものとして取り扱うこととされていると考えられる。

消耗備品台帳を工夫することにより、明確にかつタイムリーな状況が把握できるよう、様式の検討と更新処理を行うべきである。

(5) ひろしま 2045：平和と創造のまち（P&C 制度）

P&C 制度対象事業の事後評価を実施するべきである。

事後評価は、同種の施設に比べ、建設費が目的を超えて著しく割高になっていないかについての検討も含めて実施されることが望まれる。

以上